

先進政策バンク登録事例にかかる優秀政策選定方法の変更について（変更点のあらまし）

1 特定のテーマについて重点的に政策を収集できるようにする

現 行

○都道府県が登録している政策の中から分野*ごとに自薦。

* ①行財政改革、②防災・危機管理、③環境、④健康福祉、⑤農林水産、⑥商工・労働、⑦教育・文化、⑧地域振興・まちづくり、⑨人口減少対策、⑩住民・事業者視点の行政改革

課 題

○重要性を増しつつある特定のテーマについて、政策を集めることができない。

例：デジタル、ゼロカーボン

変更点

○「特定部門」を新たに設け、10分野とは別枠で選定する。

* 既存10分野はまとめて「総合部門」とし、2年に1回の実施とする（知事会専門委員の任期も1年から2年に変更する。）。

2 分野ごとの選定を分野横断的な選定へ

現 行

○優秀政策は分野ごとに選定。

課 題

○自薦数の多い分野と少ない分野では、優秀政策に選ばれる確率（競争率）に大きな違いがある。

例：令和2年度の自薦数は、最多の分野で27件、最少の分野で14件。

変更点

○優秀政策は、全分野から選定する。

3 先進政策創造会議による対面形式での選定をweb上での選定に

現 行

○先進政策創造会議を開催し、プレゼンテーションを行い、最優秀の政策を決定。

課 題

○今後も、新型コロナウイルスの流行状況次第で、対面形式の先進政策創造会議を開催できないおそれがある。

変更点

○プレゼンテーションをweb上で収録し、審査員がリモートで審査する。